

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月から8年3月まで

20歳の誕生日前後に国民年金への加入のお知らせ、又は国民年金保険料の納付書が送られてきた。当時、短期大学に通っており学生だったため、両親に相談したところ、保険料の免除申請をすれば、保険料が免除されるので手続きをしてくるように言われたので、A市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口で対応した職員に保険料を払えないと相談したところ、保険料免除制度の説明を受け、説明を聞きながら、免除申請書を作成して提出した。加入手続当時に年金手帳を受け取ったかどうかは憶えていない。その後、自宅に国民年金保険料免除申請承認通知書が郵送されてきたので、申立期間は保険料免除期間になっているはずである。

申立期間を国民年金保険料の免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号の前後の被保険者の加入記録から、平成7年11月から12月頃にA市役所において払い出されたものと推認され、申立人は、20歳到達直後に国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人を含む世帯員全員の所得額は、申立人の両親の厚生年金保険の標準報酬月額から、学生たる被保険者に係る国民年金保険料の免除基準内であったものと推認できる。

さらに、申立人の前後に国民年金手帳記号番号を払い出された国民年金被保険者60人のうち、当該年度に20歳に到達した申立人を含む国民年金被保険者

32 人の国民年金保険料の納付状況は、申立人及び保険料を納付している 15 人を除く全ての被保険者について、保険料が免除されていることが確認できるところ、A 市は、「申立期間当時、全員か、相談を受けた人のみに対してかは不明だが、保険料免除についての説明を行っていたようだ。」と回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成7年12月9日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月31日から同年12月9日まで

申立期間当時、A社に勤務し、少なくとも平成7年9月いっぱいまでB社の業務を担当していた。

しかしながら、年金事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成7年3月31日となっている。

申立期間も給与から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人が平成7年12月8日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録により、A社に係る申立人及び同僚8人に係る厚生年金保険の被保険者記録において、平成7年12月12日付けで、同年10月1日の標準報酬月額の定時決定が取り消され、同年3月31日に遡って被保険者資格を喪失した旨の処理がなされている上、そのうち6人については、9年5月2日付けで、7年10月1日に被保険者資格を喪失したものと処理されていることが確認できる。

また、前述の同僚のうち、一人については、年金事務所において平成23年4月12日付けで当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録が、雇用保険の被保険者記録等を理由として、7年12月9日に再度訂正され、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日についても、同年10月1日から同年12月9日に訂正されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、遡って厚生年金保険の被保険者資格を喪失する処理を行う合理的な理由は無く、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成7年12月9日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る社会保険事務所の平成7年2月の標準報酬月額の記録、同年10月1日の取消し前の定時決定時の標準報酬月額の記録から24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑦までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月30日は19万5,000円、18年7月25日は23万円、同年12月23日は19万9,000円、19年7月31日は24万円、同年12月31日は26万4,000円、20年8月31日は22万円及び同年12月31日は32万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は申立期間⑧に係る標準賞与額20万円に相当する賞与及び申立期間⑨に係る標準賞与額22万5,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成21年8月31日は20万円、同年12月31日は22万5,000円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は申立期間⑩のうち、平成21年2月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月30日
② 平成18年7月25日
③ 平成18年12月23日
④ 平成19年7月31日
⑤ 平成19年12月31日
⑥ 平成20年8月31日
⑦ 平成20年12月31日
⑧ 平成21年8月31日

⑨ 平成 21 年 12 月 31 日

⑩ 平成 17 年 12 月 1 日から 21 年 9 月 1 日まで

申立期間①から⑨までの期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により、控除されていたので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

また、申立期間⑩については、年金事務所の記録では、標準報酬月額が給与明細書の総支給額に見合う標準報酬月額と異なっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①から⑨までの期間の標準賞与額及び申立期間⑩の標準報酬月額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

2 申立期間①から⑦までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑧及び⑨の期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人が提出した賞与明細書によると、申立人は、申立期間①から⑦までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑦までの期間に係る標準賞与額については、申立人が提出した賞与明細書において確認できる賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 12 月 30 日は 19 万 5,000 円、18 年 7 月 25 日は 23 万円、同年 12 月 23 日は 19 万 9,000 円、19 年 7 月 31 日は 24 万円、同年 12 月 31 日は 26 万 4,000 円、20 年 8 月 31 日は 22 万円、同年 12 月 31 日は 32 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑦までに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出たにもかかわらず、複数回において社会保険事務所がこれを記録していないとは考え難いことから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人が提出した賞与明細書によると、申立期間⑧に係る標準賞与額（20万円）に相当する賞与及び申立期間⑨に係る標準賞与額（22万5,000円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を平成21年8月31日は20万円、同年12月31日は22万5,000円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間⑩のうち、平成17年12月1日から21年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を適用し、21年2月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人が提出した給与明細書によると、申立人は、申立期間⑩のうち、平成17年12月1日から21年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間⑩のうち、平成21年2月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20万円と記録されているところ、申立人が提出した給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額を平成21年2月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。

一方、標準報酬月額について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与総支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間⑩のうち、平成17年12月1日から21年2月1日までの期間については、申立人が提出した給与明細書によると、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じか、又は低い額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年10月1日から8年6月1日までについて、A組合（当時）の組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC組合（現在は、D組合）における資格取得日に係る記録を7年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、B団体は、申立人に係る当該期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から8年6月1日まで
平成7年6月1日に、C組合に採用されてから現在まで継続して勤務している。

しかし、日本年金機構から平成22年10月に送られてきた年金加入記録は、A組合員資格の取得日が8年6月1日となっていたため、私が所持していた給与支給明細書を確認したところ、給与から掛金が控除されていたので、D組合に調査を依頼したところ、同組合から申立期間については加入手続漏れであったとの回答を得た。

申立期間についてA組合の組合員期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持するC組合の給与支給明細書により、申立人が申立期間のうち、平成7年10月1日から8年6月1日までの期間において、当該期間に係るA組合の掛金を給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成7年10月1日から8年6月1日までの期間の標準報酬月額については、給与支給明細書における掛金控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金のB団体による納付義務の履行について、D組合は、C組合による申立人に係る組合員資格取得届の届出漏れを認めてい

ることから、C組合からA組合への資格取得に係る届出は行われておらず、その結果、同組合は、申立人に係る平成7年10月から8年5月までの掛金について納入の告知を行っておらず、B団体は、当該期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成7年6月1日から同年10月1日までの期間について、D組合が保管している職員台帳、人事給与システム記録の写し及び申立人が所持する健康保険被保険者証に記載されている被保険者資格の取得日から判断すると、申立人は、7年6月1日にC組合に採用され、当該期間において継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、平成7年6月1日から同年10月1日までの期間の給与支給明細書は所持しておらず、申立人は「平成7年6月1日から同年10月1日までの期間に係る給与支給明細書は見つからなかったため提出できなかったものの、当該期間については、掛金は控除されていなかったと記憶している。」としていること、及びD組合は、「当該期間当時は試用期間があり、試用期間中は健康保険にのみ加入させていたようだ。」と回答しているところ、申立人と同じ年度である7年4月に採用された同僚について、当該同僚が所持する給与支給明細書において、同年9月の給与から掛金が控除されておらず、同年10月の給与から掛金が控除され始めていることが確認できることから判断すると、同組合は、必ずしも採用と同時に給与から掛金を控除していたとは限らない事情がうかがえる。

このほか、申立期間のうち、平成7年6月1日から同年10月1日までの期間におけるA組合の掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA組合員として申立期間のうち、平成7年6月1日から同年10月1日までの期間に係る掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和28年1月10日にA事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、29年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から29年4月1日まで
公共職業安定所の職業紹介により、昭和26年6月に米軍のB基地内で勤務した。

厚生年金保険の被保険者記録では昭和26年7月1日に資格喪失となっているが、29年3月までは勤務していたことに間違い無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和28年1月10日から29年4月1日までの期間については、勤務内容に係る申立人の具体的な供述等から判断すると、申立人が、当該期間において、米軍のB基地内で勤務していたことが認められる。

また、米軍の直接雇用事業所としてのA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の記録により、申立人と同姓同名で同一生年月日であり、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、申立人の勤務内容に係る具体的な供述等から判断すると、当該記録は、申立人の記録に相違ないと判断できる。

なお、昭和28年1月から29年3月までの期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA事業所に係る被保険者名簿の申立人の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和26年7月1日から28年1月10日までの期間

については、申立人は、「米軍のB基地内で勤務した。」と申し立てているところ、連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用される者は、日本政府の直接使用人として厚生年金保険の被保険者となる取扱いがされていたが、26年7月1日以降は、雇傭関係の切替えにより厚生年金保険の強制被保険者とはならない旨の厚生省（当時）所管局長通知が発出されていることから判断すると、申立人は、上記通知に基づき26年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したと推認される。

また、昭和26年7月1日から27年12月17日までの期間は申立事業所が厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、同年12月18日から28年1月9日までの期間については、被保険者名簿に申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、当該期間に係る勤務実態についての供述を得ることができない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年1月7日に労働者年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年8月31日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 1 月 10 日から 19 年 8 月 31 日まで

B校を昭和15年3月に卒業し、家業を手伝った後、A社に17年1月10日から軍隊に入隊するために退職した19年8月30日までの間勤務した。

勤務していたことに間違いがないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における勤務状況に係る申立人の供述とともに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）において、申立人が名前を挙げた同僚が昭和17年1月1日に、当該事業所に係る被保険者資格を取得していることを確認できることから判断すると、時期は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

また、当該払出簿には、申立人と同姓同名かつ同一生年月日で、資格取得日が昭和19年1月7日（事業所名称欄は空欄）である基礎年金番号に統合されていない記号番号が確認できるところ、オンライン記録により申立人以外には同姓同名かつ同一生年月日の該当者はいないことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚が、「申立人がA社に勤務し、昭和19年8月末に入隊のため退職したことを憶えている。」と供述しているところ、C県が保管する申立人に係る軍歴資料から、申立人が昭和19年9月10日に入

隊したことが確認できる。

加えて、D事務センターでは、「当時、記録を管理していたE社会保険事務所（当時）は、昭和28年2月に火災に遭い、保管していた名簿等は焼失して残っていない。当時、既に退職していた方や事業所として厚生年金保険を脱退していた事業所の加入記録などは、復元できないまま現在に至っているものもある。『A社』についても同様である。」と回答している。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年1月7日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったと認めるのが相当であり、申立人の申立事業所における労働者年金保険被保険者資格の喪失日は同年8月31日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の被保険者記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち昭和17年1月10日から19年1月6日までの期間については、当該期間に係る払出簿に申立人の名前を確認できない上、申立人の供述以外に、申立人の当該期間における労働者年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、当該期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合B本部における資格喪失日に係る記録を平成7年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月31日から同年4月1日まで

昭和46年8月1日からA組合B本部に勤務し、平成7年4月1日に同団体の関連団体であるC事業所に異動したが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことであり、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

しかし、異動により被保険者記録が途切れた憶えは無く、厚生年金保険料を毎月給与から継続して控除されていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合B本部の事業主は、「申立人は、平成7年3月31日に当団体を退職し、同年4月1日、当団体の関連団体であるC事業所に入職した。」としており、申立人が名前を挙げた同僚も同じ内容について供述している上、雇用保険の被保険者記録から、申立人の申立事業所に係る離職日は同年3月31日と確認できることから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業主は、「平成7年3月分の保険料については徴収していたことに間違いはない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA組合B本部における平成7年2月のオンライン記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成7年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成7年9月30日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間①のうち、平成5年10月から7年8月までについては、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、5年10月から6年9月までの標準報酬月額は18万円、同年10月から7年8月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年5月23日から7年9月30日まで
② 平成7年9月30日から8年2月29日まで

申立期間①については、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、支給されていた給与額よりも低くなっている上、少なくとも同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年9月30日まで勤務していたにもかかわらず、資格喪失日が同年5月31日と記録されているので、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、A社の社長と一緒にB市C区にあるD社で平成7年10月頃から8年2月頃まで勤務したが、その間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録及び申立人と同時期にA社に勤務していたとする複数の同僚の供述により、申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、当初のオンライン記録において、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、申立人が勤務を開始したとする平成5年5月23日から同年10月1日までは17万円、5年10月1日から6年10月1日までは18万円、6年10月1日から7年10月1日までは12万6,000円、7年10月1日は14万

2,000円と記録されていたところ、標準報酬月額については当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年9月30日）の後の7年10月12日付けの処理で、申立期間①のうち5年10月1日から7年5月31日までの期間について9万2,000円に減額され、厚生年金保険被保険者資格の喪失日については同年10月20日付けの処理で申立人の資格喪失日が同年5月31日に遡って処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）がこのような処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成7年9月30日であり、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成5年10月から6年9月までは18万円、同年10月から7年8月までは12万6,000円）に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち平成5年5月23日から同年10月1日までの期間についての標準報酬月額については、オンライン記録において、遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち平成5年5月23日から同年10月1日までの期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立人は、申立期間②について、D社で勤務したと申し立てしているところ、A社の同僚は、「私はA社で継続して勤務していたが、申立人は複数の同僚と一緒にD社に移った。D社は、A社と土地の共同販売を行っていた。」と供述していることから判断すると、申立人は、期間の特定はできないものの、D社で業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、「D社」という名称の事業所又は類似名称の事業所については、申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は、申立期間②の給与はA社の社長から受け取っていたが、給与明細書は無かったと供述している。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見

当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、前述のA社の同僚が保管していた当該同僚の賃金台帳により、申立人がD社に移ったと供述する平成7年9月以降の期間については当該同僚の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 25 年 2 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 9 月 30 日に同資格を喪失、26 年 5 月 1 日に同資格を取得し、同年 8 月 21 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 25 年 2 月 5 日から同年 9 月 30 日までの期間の標準報酬月額については 6,000 円、26 年 5 月 1 日から同年 8 月 21 日までの期間の標準報酬月額については 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年頃から 26 年頃まで

A 社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は A 社について、「B 炭坑は倒産した後、事業を再開した。」と供述しているところ、「昭和 25 年 9 月 30 日事業休止（全喪）」と記載された A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が確認できるとともに、同事業所に係る別の被保険者名簿においては昭和 26 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に再び該当していることが確認でき、申立人の供述と当該記録が一致していること、及び申立人が同僚として挙げた名前が事業休止と記載されている被保険者名簿において確認できることから判断すると、申立人が A 社に勤務していたことを推認できる。

また、前述の事業休止と記載されている被保険者名簿において、申立人の氏名、生年月日と一致する厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和 25 年 2 月 5 日、資格喪失日は同年 9 月 30 日）が確認できるとともに、前述の適用事業所に再び該当したことが確認できる被保険者名簿においても、申立人

の氏名、生年月日と一致する被保険者記録（資格取得日は昭和 26 年 5 月 1 日、資格喪失日は同年 8 月 21 日）が確認できるところ、この二つの被保険者記録は基礎年金番号に統合されておらず、同一記号番号であることが確認できることなどから、当該厚生年金保険の被保険者記録は申立人の記録と判断できる。

これらを総合的に判断すると、A社は、申立人が昭和 25 年 2 月 5 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 9 月 30 日に同資格を喪失、26 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 8 月 21 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合するA社に係る二つの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 25 年 2 月 5 日から同年 9 月 30 日までは 6,000 円、26 年 5 月 1 日から同年 8 月 21 日までは 8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和 25 年 1 月 1 日から同年 2 月 5 日までの期間、同年 9 月 30 日から 26 年 5 月 1 日までの期間、及び同年 8 月 21 日から 27 年 1 月 1 日までの期間については、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 27 日から 44 年 2 月 26 日まで
② 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 9 月 27 日まで
③ 昭和 45 年 1 月 5 日から同年 7 月 21 日まで

A社、B社及びC社に勤務したが、脱退手当金をもらったこととされていることに納得がいかないので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る事業所での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2年後の昭和 47 年 7 月 25 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、当該脱退手当金の支給決定日前における6回の被保険者期間のうち、申立期間①より前の最初の被保険者期間を含む3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となり、申立人が当該3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成14年11月から15年3月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を14年11月は36万円、同年12月から15年2月までは38万円、同年3月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月1日から15年5月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出した給与明細書には、「B社」と印字がある一方、「A事業所分」と手書きで記入されていることが確認できるところ、申立人は、「給与明細書の『A事業所分』という記載は、私が書いたものである。申立期間当時、私は、B社からA社に出向した扱いだった。」と供述している上、B社の事業主は、A社との関係について、「当社の社員でありながら、A社の社員として活躍した経緯もあった。当時、当社は、A社の下請けであり、同社の給与計算をしたこともあった。」と回答していることから判断すると、当該給与明細書は、A社に係るものであると推認される。

また、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成14年11月16日から15年4月15日までの期間に係る給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、申立期間のうち14年11月から15年3月の期間において、オンライン記録

上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成 14 年 11 月は 36 万円、同年 12 月から 15 年 2 月までは 38 万円、同年 3 月は 36 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡し供述を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、平成 15 年 4 月については、前述の給与支払明細書などから判断すると、給与の支払いは、毎月 15 日締めのみ末支払いであり、控除されている厚生年金保険料は前月分となることから、平成 15 年 4 月支給の給与から控除されている保険料は同年 3 月分であることが推認でき、同年 4 月分の保険料の控除は確認できない。

このほか、申立期間のうち平成 15 年 4 月における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として平成 15 年 4 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成16年1月5日、資格喪失日が17年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月30日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月30日から同年8月1日まで
② 平成17年7月29日

申立期間①について、A社を平成17年7月31日付けで退職し、給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間とならない記録とされているので、申立期間①を年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②について、平成17年7月29日に支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成16年1月5日、資格喪失日が17年8月1日とされ、当該期間のうち、同年7月30日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録、A社が提出した申立人に係る退職願、給与台帳及び申立人が提出した給与明細書から判断すると、申立人は申立期間①において同社に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月18日に、事業主は、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者期間について届出を行っていなかったことを認めた上で、申立てに係る資格喪失訂正届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る17年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人が提出した賞与支払明細書及びA社の回答から判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与総額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②に係る標準賞与額については、申立人が提出した賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から11年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月から11年8月まで
平成10年12月に会社を退職したので、国民健康保険及び国民年金の加入
手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、銀行の口座振替で納付してい
たと思う。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に対し、平成11年8月24日及び12年8月21日の2回にわたり、申立期間に係る国民年金の加入勧奨が行われていることが確認できる上、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得日（平成10年12月31日）及び喪失日（平成11年9月20日）は、13年4月13日に追加入力されており、この時点までは、申立期間は国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、銀行の口座振替により納付していたと供述しているところ、オンライン記録によれば、口座振替による保険料の納付は、結婚直後の平成13年5月から開始されていることが確認できるものの、申立期間の保険料に係る口座振替は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間が免除期間とされているため、A市B区役所に「平成 12 年度国民年金保険料納付書兼領収書」を持参して問い合わせたところ、申立期間の保険料は納付されているとの回答であったので、申立期間が免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「平成 12 年度国民年金保険料納付書兼領収書」には、領収日付印が無い上、金融機関が国民年金保険料を収納する際に使用する保険料原符及び金融機関が収納したことを通知する領収済通知書も使用されないまま保管されていることから、申立期間の保険料が納付されたことを確認できない。

また、オンライン記録によると、申立期間を含む平成 12 年 4 月から 13 年 3 月までの期間についての免除申請を 12 年 5 月 15 日に行ったことが確認される上、仮に、免除申請前に申立期間の国民年金保険料を納付していた場合、申立期間を免除期間として認めることは考え難いほか、A市B区は、「領収日付印の無い納付書兼領収書を見て、申立期間の保険料が納付されていると説明することはありえない。」と回答している。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 12 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月から 50 年 3 月まで
母親が、昭和 49 年 6 月頃、私と同居していた兄嫁と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も 20 歳まで遡って納付してくれたことを記憶している。年金手帳には、加入日も記載されているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が昭和 49 年 6 月頃、兄嫁と申立人の国民年金の加入手続を一緒に行い、申立人が 20 歳まで遡って保険料を納付してくれたと説明しているところ、申立人の兄嫁は、49 年 6 月に任意加入していることが確認できるものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、52 年 6 月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと推認でき、申立人の兄嫁と一緒に加入手続をしたとする申立人の説明とは符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された直後の昭和 52 年 7 月 11 日に、時効間際の 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、当時の手続を行ったとする母親から聴取することができないため、当時の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、昭和47年又は48年頃、市役所から国民年金に加入するよう通知を受け、国民年金の加入手続を行って以降、国民年金保険料を納付しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち、48年4月から49年9月までの国民年金保険料は、時効により過年度納付することができなかつたものと考えられる。

また、A市B区の国民年金被保険者名簿によると、昭和51年12月に国民年金の加入手続が行われ、50年4月からの国民年金保険料の納付が開始され、申立期間の保険料は未納とされていることが確認でき、その記録は、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録と符合する。

さらに、申立人は、昭和51年12月時点において、既に36歳に到達しており、その納付月数は、同年4月から60歳に到達するまでの国民年金保険料を現年度納付したとしても290月となり、老齢年金の受給資格期間である300月を満たすことができないことから、申立期間直後の50年4月から51年3月までの保険料が過年度納付されているものと推認される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年11月まで

私は、平成3年の学生時代当時に、納付書が送付されてきたため、国民年金保険料を納付していた。その後、送付されてきた年金手帳には、被保険者となった日が同年4月1日とされているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号は平成9年1月24日に付番されており、平成3年に国民年金保険料を納付するためには、それ以前に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、当該基礎年金番号が付番された時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が提出した年金手帳において、当該手帳の交付日の平成9年1月24日は前述の基礎年金番号の付番日と一致するほか、国民年金の被保険者となった日は、学生が強制加入となった3年4月1日と記載されていることから、遡って国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付額等に関する記憶が定かではないなど、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 55 年 3 月まで
私は、国民年金の加入手続を行った後、国民年金保険料は全て郵便局や銀行で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、申立期間は未納とされており、同名簿の昭和 46 年度の納付記録欄には、社会保険事務所（当時）と A 市との間で記録照合が行われている記録が確認できる。

また、A 市の国民年金被保険者名簿の記録等により、申立人の場合、昭和 45 年度から 47 年度までの国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であったことが推認できるところ、申立人が提出した年金手帳には、申立期間直前の 45 年度の検認記録欄には検認印が確認できるものの、46 年度及び 47 年度の検認記録欄には検認印は確認できないことから、当該期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 48 年 1 月に B 市へ転居していることが確認できるものの、申立人が提出した年金手帳等では、B 市への住所変更の事跡は確認できない上、A 市の国民年金被保険者名簿では、「住所地不在の確認：48. 4. 1、判明：55. 6. 30」との記録が確認できることから、48 年 4 月 1 日から 55 年 6 月 29 日までの期間、申立人は不在者として取り扱われており、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年6月、同年8月及び17年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月
② 平成16年8月
③ 平成17年4月

私は、平成16年4月から同年9月までの国民年金保険料を郵便局で納付したが、申立期間の①及び②の保険料が未納とされている。また、申立期間③に係る保険料も郵便局で納付したので、これら申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料の領収証書は保管していないが、申立期間①及び②の直前直後となる平成16年5月、同年7月及び同年9月の領収証書を保管しているところ、これら領収証書の納付月は、オンライン記録の納付月と符合している上、申立期間①及び②の直前直後の保険料は、いずれも時効間際に納付されていることが確認できる。

また、申立期間は、国民年金保険料収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、納付書の作成及び収納機関からの納付済通知等について事務処理の機械化が進展していることなどを踏まえると、16年6月から17年4月までの11か月間に3回の納付記録漏れが生じることは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、④及び⑥に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②、③、⑤及び⑦について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月 10 日から 42 年 2 月 1 日まで
② 昭和 42 年 3 月 9 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 9 月頃から 42 年 5 月 6 日まで
④ 昭和 42 年 5 月 6 日から同年 9 月 16 日まで
⑤ 昭和 42 年 9 月 16 日から 43 年 4 月 1 日まで
⑥ 昭和 42 年 9 月 16 日から 43 年 6 月 2 日まで
⑦ 昭和 43 年 6 月 2 日から 44 年 7 月 1 日まで

昭和 40 年 6 月 10 日に A 社 B 工場に入社し、42 年 6 月 30 日に退社した。

このうち、昭和 40 年 6 月 10 日から 42 年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の被保険者記録は確認できたが、脱退手当金が支給されている期間とされている。脱退手当金を支給された記憶は無いので、申立期間①について、脱退手当金の支給記録を訂正するとともに、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和 40 年 9 月頃に、A 社 B 工場に勤務しながら C 事業所に入社し、43 年 3 月 31 日退社した。

このうち、昭和 42 年 5 月 6 日から同年 9 月 16 日までの期間については、厚生年金保険の被保険者記録は確認できたが、脱退手当金が支給されている期間とされている。脱退手当金を支給された記憶は無いので、申立期間④について、脱退手当金の支給記録を訂正するとともに、申立期間③及び⑤について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

さらに、昭和 42 年 9 月 16 日に、A 社（勤務場所は、A 社 B 工場）に再度入社し、44 年 6 月 30 日に退社した。

このうち、昭和 42 年 9 月 16 日から 43 年 6 月 2 日までの期間については、

厚生年金保険の被保険者記録は確認できたが、脱退手当金が支給されている期間とされている。脱退手当金を支給された記憶は無いので、申立期間⑥について、脱退手当金の支給記録を訂正するとともに、申立期間⑦について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①、④及び⑥に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、いずれも脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間の脱退手当金に係る支給対象期間、支給日及び支給額が記載されており、その記録はオンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金支給日以前に脱退手当金が未請求となっている期間があるが、A社B工場が昭和42年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことに伴い、同日付けでA社において厚生年金保険の被保険者資格を再取得したものと推認され、期間も約1か月と短期間であることから、申立人がこの事情を知らなかったため、申し出ることができず、脱退手当金の計算の基礎とされなかったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上の不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、A社B工場に勤務していたと申し立てているものの、当該期間は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和42年2月1日の後の期間である。

また、申立人は、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和42年2月1日と同日に、A社において、厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年3月9日に同資格を喪失したことがA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できるが、申立期間②に係る申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社は、当時の関連資料が残っていないため、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

3 申立期間③及び⑤について、申立人は、C事業所に勤務していたと申し立てているところ、申立人が所持する写真の裏面の記載から、申立人が昭和42年4月頃、C事業所に勤務していたことが推認でき、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が、同年5月6日に厚生

年金保険の被保険者資格を再取得し、同年9月16日に同資格を喪失したことが確認できるが、同被保険者名簿において申立期間③及び⑤に係る申立人の被保険者記録は確認できない。

なお、C事業所及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が、C事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和42年9月16日にA社において被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、C事業所は、昭和41年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間③のうち、40年9月頃から41年6月30日までは、当該事業所が適用事業所に該当する前の期間である。

さらに、同僚一人が、「C事業所は、従業員の入退社が多かったので、従業員の全てを厚生年金保険に加入させていたとは思われない。私も厚生年金保険の加入は、入社後、約1年半後になっている。」と供述していることなどから判断すると、C事業所では、入社と同時に全ての従業員を厚生年金保険の被保険者として届け出たとはいえない事情がうかがえる。

加えて、C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立人の申立期間③及び⑤における厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 4 申立期間⑦について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和42年9月16日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得し、43年6月2日に同資格を喪失したことが確認できるが、申立期間⑦に係る申立人の被保険者記録は確認できない。

また、A社は、当時の関連資料が残っていないため、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

- 5 申立人が、申立期間②、③、⑤及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②、③、⑤及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3706

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 15 日から 46 年 9 月 6 日まで
昭和 43 年 11 月 16 日から 47 年 3 月 20 日まで、A社に勤務したにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
現在、申立事業所は廃業してしまったが、申立事業所の斜め向かいには私の夫の兄の店が、申立事業所の隣には衣料品店があり、私の夫の兄、衣料品店の経営者や店員が、私が申立事業所に継続して勤務していたことを証明してくれると思う。
申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 43 年 11 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45 年 8 月 15 日に同資格を喪失後、46 年 9 月 6 日に同事業所において再度被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

また、A社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録については、昭和 43 年 7 月 16 日に被保険者資格を取得後、45 年 8 月 15 日に離職した記録となっており、46 年 9 月 6 日に同事業所において再度同資格を取得していることが確認でき、当該記録は、前述の被保険者名簿における記録と符合しており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が、誤って同時期に申立人の被保険者資格を喪失又は離職したとして記録し、誤って同時期に再取得させたとは考え難い。

さらに、申立事業所に係る法人登記簿によると、A社は、平成 11 年 9 月 30 日に解散しており、元取締役が、申立事業所における社員名簿等の関連資料

は既に処分したと供述している上、申立人が名前を挙げた同僚及び前述の被保険者名簿から確認できる同僚の中にも、申立期間の厚生年金保険の取扱状況について記憶している者はいないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、前述の元取締役が、「厚生年金保険の被保険者として届け出していない期間について、厚生年金保険料を給与から控除することはなかった。」と供述しているところ、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3707

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 61 年 3 月 24 日まで

私は、昭和 56 年頃、私の友人のA氏から紹介を受け、B社（C社に名称変更し、現在は、D社）に勤務した。入社時から厚生年金保険等の社会保険に加入しており、61年3月24日にE社に入社する直前まで、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うが、年金事務所の記録ではB社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は57年10月1日とされている。

申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和57年10月1日となっているところ、雇用保険の被保険者記録では、申立人の申立事業所における離職日は同年9月30日となっており、当該記録は、前述の被保険者名簿及びオンライン記録と符合していることが確認できる。

また、健康保険法の規定において、被保険者期間中に受診していた疾病について、健康保険被保険者資格の喪失後も引き続き健康保険による診療が受けられる継続療養の制度が定められているところ、前述の被保険者名簿によると、申立人が昭和57年10月1日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際に、健康保険継続療養受給証明書が申立人に交付されたことを示す記載が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年3月15日まで

平成9年3月30日付けでA社B支社を退職した。当時の厚生年金保険制度では65歳に到達するまで厚生年金保険に加入できるとのことなので、65歳に到達する7年*月*日までは厚生年金保険に加入していたと思う。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社は、申立人に係る平成5年4月1日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しを提出するとともに、「申立期間当時、当社の定年は63歳と規定されており、嘱託等の制度はあったが、63歳に達した社員については厚生年金保険被保険者資格を喪失させる旨の手続を行っていた。申立期間については、厚生年金保険被保険者の資格喪失後になるので給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、A社B支社が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳によれば、申立期間については健康保険の任意継続被保険者としての記録が確認できるところ、C健康保険組合は、「健康保険の任意継続被保険者資格の取得手続は被保険者自身が行うものである。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人に係る特別支給の老齢厚生年金については、申立人が申立事業所において厚生年金保険被保険者の資格を有していたことから、平成5年4月までは基本額の大部分が支給停止されていたところ、申立人が同年4月1日付けで資格を喪失したことにより、資格喪失日の翌月である同年5月から、配偶者に係る加給年金額を除いて全額支給されるようになったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 10 月 1 日まで

A社B事業所（現在は、C社D事業所）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が下がっているが、申立期間を含めて、毎年ベースアップがあり給与が減少するようなことは無く、標準報酬月額が下がっていることに納得できないので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時、毎年ベースアップが行われていた。仕事は忙しく、病気等で休んだことが無かった。給与が下がることは無かったので、標準報酬月額が下がることは考えられない。」と申し立てており、E厚生年金基金の記録及びA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、同社の人事担当に所属していたとする4人の同僚を含む多数の同僚等は、「申立期間当時、給与は増加することはあっても、減少することは無かった。」と供述している。

しかしながら、前述のE厚生年金基金の記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、前述の被保険者名簿及びオンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できるところ、C社は、「国（厚生労働省）の記録どおりの届出を行っていた。」と回答している上、当該厚生年金基金の記録において、申立人の拠出給与基準額は申立期間前後において順次増加していることが確認できる一方、標準報酬月額は必ずしも増加しているとは限らないことなどから判断すると、当時、基本的な賃金は順次増加していたことが推認されるものの、基本的な賃金以外の報酬を含む実際の報酬月額については変動があり、必ずしも増加していたとは限らない状況がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、

申立人が名前を挙げる上司を含む複数の同僚の申立期間を含む前後の期間の標準報酬月額推移をみると、申立人のみが不自然である事情は見受けられない。

さらに、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 1 日から 59 年 1 月 1 日まで
昭和 58 年の年末までA社においてB業務に従事していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 1 月 1 日とされており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によれば、申立人のA社に係る離職日は昭和 57 年 12 月 31 日となっており、当該離職日は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合していることが確認できる。

また、雇用保険の支給台帳の記録から、申立人がA社を退職した後、昭和 58 年 1 月 7 日付けで公共職業安定所に求職の申込みを行い、同年 2 月 14 日から同年 12 月 10 日までの期間において、雇用保険の求職者給付(基本手当)を受給していることが確認できる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主も死亡しており、申立期間当時の事務担当者は、「申立人に係る当時の資料は残っていない。私が資格得喪の届出を行っていたが、従業員が在籍しているのに先に資格喪失手続きをすることはなかった。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 1 日から 18 年 5 月 27 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成 18 年 1 月から同年 4 月までの申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成 19 年度（平成 18 年分）市県民税（所得・課税）証明書から確認できるA社における給与収入額を各月で按分した額に見合う標準報酬月額と、同証明書で確認できる社会保険料控除額を基に試算した各月の厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、いずれも、オンライン記録上の標準報酬月額（9万 8,000 円）と一致していることが確認できるものの、申立期間のうち、11 年 11 月から 17 年 12 月までの申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成 12 年度（平成 11 年分）から 18 年度（平成 17 年分）までの市県民税（所得・課税）証明書から、同社における給与収入額を各月で按分した額に見合う標準報酬月額と、社会保険料控除額を基に試算した各月の厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、いずれも、オンライン記録上の標準報酬月額（9万 8,000 円）を超えていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない上、平成 16 年及び 17 年に係る被保険者報酬月額算定基礎届により、16 年 9 月及び 17 年 9 月の定時決定による標準報酬月額は 9 万 8,000 円とされており、オンライン記録上の標準報

酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人は、自身がA社の役員（専務取締役）であったことを認めており、同社に係る法人登記簿においても、申立人が取締役であることが確認できる上、申立期間当時、同社において常勤の取締役に就いていた二人（代表取締役を含む）の標準報酬月額を確認したところ、申立人と同様に推移していることが認められることから判断すると、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

さらに、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者で、同社の社会保険事務等を担当していた者は、「当時、会社の経営が苦しく、役員の標準報酬月額は一律に低く届出を行っており、各役員の決裁は得ていた。」と供述していること、同社の申立期間に係る滞納処分票において、経理責任者欄に申立人の氏名及び連絡先が記載されているとともに、申立人の名刺が添付されていることが確認できること、及び申立期間当時の同社顧問税理士は、申立人は同社において経理責任者であった旨供述していることから判断すると、申立人が同社の社会保険及び給与業務に関与していなかったとは認められない。

一方、厚生年金保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書きでは、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、特例法第1条第1項ただし書きに規定する「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間について、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月 7 日から同年 2 月 29 日まで
② 平成 15 年 12 月 30 日から同年 12 月 31 日まで

申立期間①については、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 63 年 3 月 1 日と記録されているが、私が同社に勤務していたのは同年 1 月 7 日からである。

申立期間②については、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成 15 年 12 月 30 日と記録されているが、同年 12 月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶している。

両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人がA社と一緒に入社したとして名前を挙げる同僚一人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は申立人と同日の昭和 63 年 3 月 1 日であることが確認できる上、オンライン記録により同社の被保険者記録が確認できる同僚の一人は、「私は昭和 62 年 10 月に入社した。」と供述しているところ、当該同僚の被保険者資格の取得日も 63 年 3 月 1 日と記録されていることなどから判断すると、当時、同社では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社を平成15年12月30日に退職したと主張しているものの、雇用保険の被保険者記録により、申立人の同社に係る離職日は同年12月29日とされていることが確認できる。

また、厚生年金保険法第14条では、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、前述の離職日である平成15年12月29日の翌日が申立人のB社に係る資格喪失日となるところ、当該記録はオンライン記録における資格喪失日（平成15年12月30日）と符合している。

一方、厚生年金保険法第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされていることから、仮に、申立人が主張するとおり、申立人のB社における離職日が平成15年12月30日であっても、前述の厚生年金保険法第14条の規定により、申立人の資格喪失日は同年12月31日となるため、資格喪失月である同年12月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

また、商業登記簿によれば、B社は既に解散している上、同社の清算人は、「申立期間当時の資料等は保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、平成15年12月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張しているものの、当該事情を確認できる給与明細書等の資料を所持していないため、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、厚生年金保険法第81条第2項によると「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされていることから、仮に、申立人が主張するとおり、被保険者の資格を喪失した月である平成15年12月に係る厚生年金保険料が控除されていたとしても、前述のとおり、同年12月は厚生年金保険の被保険者期間とならない期間であるため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。